

住宅改修及び福祉用具購入・貸与点検業務仕様書

1 委託業務名

住宅改修及び福祉用具購入・貸与点検業務

2 委託業務の目的

本業務は、第5期熊本県介護給付適正化プログラムにおける重点項目のうち、(1)住宅改修の点検、(2)福祉用具購入・貸与調査を行うことにより、適切なサービスの確保と効率化を通じて介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度を構築することを目的とする。

3 業務委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 委託業務の内容

本業務は、熊本県第5期介護給付適正化プログラム及び令和5年度玉名市介護給付適正化事業取組方針に基づき、以下の業務を実施することとする。

(1) 福祉用具・住宅改修訪問アセスメント業務

リハビリテーション専門職を玉名市に派遣し、福祉用具・住宅改修利用者（利用予定者）、介護支援専門員に対して、課題分析（アセスメント）等についての助言、提案等を行うことで、要支援高齢者等への自立支援の強化による健康寿命延伸及び介護給付費の適正化を図ることを目的とし、以下の業務を行う。

① 福祉用具購入及び住宅改修の施工（購入）前点検

被保険者の自立支援や重度化防止、介護者の負担の軽減等の観点から、リハビリテーション専門職が福祉用具の購入及び住宅改修に係る申請書の全てについて点検を行い、必要に応じて申請者の自宅訪問等による実地点検及び、課題分析を実施する。

リハビリテーション専門職は課題分析の結果、必要に応じて申請者、家族及び介護支援専門員に助言を行う。

② 福祉用具購入及び住宅改修に係る申請の事前相談への対応

福祉用具購入及び住宅改修に係る申請内容について、リハビリテーション専門職が申請者等の要望に応じて自宅訪問等による課題分析を実施し、相談者に助言を行う。

③ 福祉用具貸与の点検

リハビリテーション専門職が福祉用具貸与者の福祉用具使用状況等について、介護支援専門員等へのヒアリングや利用者の自宅訪問等を行い確認を行う。リハビリテーション専門職は点検等の後、必要に応じて申請者、家族及び介護支援専門員に助言を行う。

④ リハビリテーション専門職の派遣

①②③業務の実施に当たっては、玉名市高齢介護課もしくは申請者の自宅に以下のとおりリハビリテーション専門職を派遣する。

(ア) 派遣職員の資格：理学療法士、作業療法士いずれかの資格を有する者

(イ) 派遣日数：月 4 日程度

(ウ) 調査実施に係る注意点：訪問調査に当たっては、申請者及び家族、関係者（事業者等）と十分に調整を行い、理解を得ること。なお、訪問調査については原則玉名市高齢介護課職員の同席は行わない。

5 報告書の作成及び成果品

(1) 業務実施に伴い、課題の共有、改善策の検討を図るため以下の報告書を作成し、必要に応じて実施報告を行う。

① 中間報告書（業務の実施状況と、現状と課題について検証を踏まえた報告書）

② 完了報告書（業務の実施状況と、現状と課題について検証を踏まえた報告書）

(2) 業務完了時における成果品

完了報告書（PDF 形式による原稿、CD-R 1 部）

6 その他、上記業務実施に必要な事項

本業務実施に伴い必要な事項については、玉名市高齢介護課と協議の上実施する。

7 注意事項

(1) 法令等の順守

受託者は、本業務を遂行するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守し、委託者の意図及び業務の目的を十分に理解して行う。

(2) 個人情報の保護

プライバシーマーク使用許諾若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

(3) 連絡・指示・報告

受託者は、委託者との連絡を密にし、業務を円滑に進めるための事前打ち合わせを行い、委託者の指示に従うこと。また、業務の進捗状況に応じて、委託者に報告を行わなければならない。

(4) 再委託の禁止又は制限

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等で第三者に再委託しなければならない場合は、文書でその旨を通知し、委託者の承諾を受けなければならない。

(5) 調査内容等の第三者への提供の禁止等

① 受託者は、本業務で知りえた内容を、第三者に提供してはならない。

② 受託者は、本市が承諾した場合を除き、受託業務の内容を他の用途に利用してはならない。

(6) 調査データの保護

① 受託者は、本業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

② 再委託する場合には、個人情報や調査内容等の保護については、受託者が責任を持って管理すること。

③ 受託者は、業務委託契約終了後はデータを返却すること。

(7) その他

本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載されていない事項又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と委託者とで協議を行うこととする。